

ブラウンハイム管理規約 第34条 (届出義務)

各種届け出の手順

ブラウンハイム管理組合

令和5年(西暦2023年)9月10日 改正

## (届出書の種類)

### I. 転居・転出・転入するときの届出

- (1) 届出様式第 001 号 留守届
- (2) 届出様式第 002 号 転出届
- (3) 届出様式第 003 号 引越届
- (4) 届出様式第 004 号 転入届

### II. 住まいの所有者が変更になるときの届出

- (1) 届出様式第 005 号 区分所有者<組合員>変更届
- (2) 届出様式第 002 号 転出届
- (3) 届出様式第 018 号 専有部分貸与申告書

### III. 住まいの内装等を改装するときの届出

- (1) 届出様式第 006 号 専有部分の改装等承認申請書 (1/3~3/3)
- (2) 届出様式第 015 号 専有部分の改装・修繕工事完了報告書
- (3) 届出様式第 020 号 電源 (アンペア) 容量変更申請書・承認書

### IV. 住まいの不具合が発生したときの届出

- (1) 届出様式第 009 号 住宅不具合連絡書 (偶数号室) (1/2 及び 2/2)  
※間取り変更 009-2 号 ((偶数号室) (1/2 及び 2/2))
- (2) 届出様式第 010 号 住宅不具合連絡書 (奇数号室) (1/2 及び 2/2)  
※間取り変更 010-2 号 (奇数号室) (1/2 及び 2/2))
- (3) 届出様式第 015 号 専有部分の改装・修繕工事完了報告書

### V. 駐車場の使用・解約に関する届出

- (1) 届出様式第 011 号 駐車場空き待ち申込書 (自動車・バイク)
- (2) 届出様式第 012 号 駐車場使用開始届 (自動車・バイク)
- (3) 届出様式第 013 号 駐車場使用中止届 (自動車・バイク)
- (4) 届出様式第 016 号 契約車両入替 (買替) 連絡書
- (5) 届出様式第 019 号 福祉用駐車場 (自動車・バイク・自転車) 利用申請書

### VI. 集会所を利用するときの届出

- (1) 届出様式第 014 号 集会所使用願い兼許可・不許可通知書

### VII. 集会所を利用するときの届出

- (1) 様式第 014 号 集会所使用願い 兼 許可・不許可通知書

### VIII. 福祉用車両駐車場を利用するときの届出

### IX. 住居の電源 (アンペア) を変更するときの届出

- (1) 住居の電源 (アンペア) の最大容量は 40 アンペアとします。

### X. その他

- (1) 各種届出様式書類は、「各種届出の手順」の付属書式として、それに含まれます。
- (2) 各種届出様式書類は、ブラウンハイムホームページ (<http://buraunhaim.com>) の届出関係リストからダウンロードが可能です。
- (3) 各種届出について質問がある場合には、管理組合事務所 (管理員) 又は棟理事に連絡してください。

## (届出書の説明)

ブラウンハイム管理規約第6章(管理組合)第1節(組合員)第34条(届出義務)の規定に基づき、組合員が管理組合に提出の義務を負う届出書の届け出手順及び様式について、以下に一括して定めます。

### I. 転居・転出・転入するときの届出

組合員の資格を新たに取得した、または喪失した者は、直ちに以下の条件に合致した届出様式の届出書を管理組合に提出してください。

#### (1) 様式第001号 留守届

- ・組合員がブラウンハイムから一時的に他の住所に転居する場合、「留守届」(様式第001号)に必要な事項を記入して、それを転居する前に管理組合に提出してください。
- ・留守中の管理を不動産会社等に委託する場合にも「留守届」を提出してください。  
また、その管理会社等を介して、あるいは直接、住まいを他の人に賃貸する場合には、事前に「専有部分貸与申告書」(様式第018号)を管理組合に提出すると共に、賃貸契約の相手方に「転入届」(様式第004号)に記入させた上、それを転入前に管理組合に提出するように指示してください。
- ・転居している間、住まいに留守管理者を住まわせる場合にも、事前に「専有部分貸与申告書」を管理組合に提出すると共に、その留守管理者に「転入届」に記入させた上、それを転入前に管理組合に提出させてください。
- ・転居または転入する場合に、引越の日取りが決まり次第、「引越届」(様式第003号)に記入の上、それを引越し日の5日前までに管理組合に提出してください。

#### (2) 様式第002号 転出届

- ・組合員が住まい(建物の専有部分)の所有権(区分所有権)を売却、相続またはその他の理由によって他の人に譲渡してブラウンハイムから移転する場合には、「転出届」(様式第002号)に記入して、それを移転する前に管理組合に提出してください。
- ・移転する場合、引越の日取りが決まり次第、「引越届」(様式第003号)に記入の上、それを引越しの日の5日前までに管理組合に提出してください。

#### (3) 様式第003号 引越届

- ・組合員が転出または転入する場合、引越し日が決まり次第、「引越届」(様式第003号)に記入の上、それを引越し日の5日前までに管理組合に提出してください。

#### (4) 様式第004号 転入届

- ・組合員が他の住所からブラウンハイムに転入する場合には、「転入届」(様式第004号)に記入の上、それを転入する前に管理組合に提出してください。転入前に提出することができない場合には、転入後直ちに「転入届」(様式第004号)を管理組合に提出してください。
- ・転入する場合、引越し日が決まり次第、「引越届」(様式第003号)の必要事項に記入の上、それを引越し日の5日前までに管理組合に提出してください。

- ・「留守届」(様式第 001 号)によって転出し、その後再転入する場合にも、「転入届」(様式第 004 号)を再び管理組合に提出してください。

## II. 住まいの所有者が変更になるときの届出

組合員は、住まいの所有者が変更になる場合、管理規約第 33 条(組合員の資格)及び第 34 条(届出義務)の定めに基づいて、「区分所有者《組合員》変更届」(様式第 005 号)並びに「転出届」(様式第 002 号)を事前に管理組合に提出してください。また、引越し日が決まり次第、「引越届」(様式第 003 号)を管理組合に提出してください。

### (1) 様式第 005 号 区分所有者《組合員》変更届

- ・組合員が売却、相続、贈与、所有権の分割その他の理由によって住まい(専有部分)の所有権(区分所有権)を他の人に譲渡して、区分所有者が変更になる場合には、新たに区分所有者になった組合員または複数区分所有者の代表者は、「区分所有者《組合員》変更届」(様式第 005 号)に記入の上、変更後直ちに管理組合に提出してください。

### (2) 様式第 004 号 転入届及び様式第 003 号 引越届

- ・この譲渡によって、新たに組合員になった者は、「区分所有者《組合員》変更届」(様式第 005 号)と共に、「転入届」(様式第 004 号)及び「引越届」(様式第 003 号)を引越し日の 5 日前までに管理組合に提出してください。

### (3) 様式第 002 号 転出届及び様式第 003 号 引越届

- ・この譲渡によって、ブラウンハイムから転出する組合員は、事前に「転出届」(様式第 002 号)及び「引越届」(様式第 003 号)を事前に管理組合に提出してください。

## III. 住まいの内装等を改装するときの届出

組合員が住まい(専有部分)の改装等を行おうとする場合には、管理規約第 17 条(専有部分の修繕等)及び「専有部分改装等の承認基準に関する細則」第 3 条(改装等の申請)に基づき、次に定める様式による届出書を管理組合に提出してください。

### (1) 様式第 006 号 専有部分の改装等承認申請書 (1/3) 及び様式第 006 号 同 (2/3)

- ・組合員が住まい(専有部分)の内装等を改装または修繕しようとする場合には、「専有部分の改装等承認申請書 (1/3) 及び (2/3) の必要事項に記入の上 2 部作成して、これに改装・修繕工事施工図、使用材料等の仕様書、改装等工事請負業者の誓約書(様式第 006 号 (3/3)) 及び工事諸保険を付保したことを証する証明書、又はその写しを各 1 部添付した書類を工事着工の 3 週間前までに管理組合に提出してください。
- ・申請書の提出が必要な改装・修繕工事

(1) 住まいの改造及び大規模な修繕	(g) 壁紙・天井の張替え・畳の更新
(a) 間仕切り・部屋構造の変更	(h) その他大規模な修繕
(b) 床の更新又は改造	(2) 共用部分の一時使用を伴う工事

(c) 台所・洗面所流し台・洗濯パンの変更・改造	(3) 臭気・騒音・振動等で近隣に影響を及ぼす恐れのある工事
(d) 浴室の改造	(4) その他管理組合理事会が指定する工事
(e) 浴槽・風呂釜の更新	
(f) 便器の更新	

- ・ただし、給水・排水系統、ガス系統、電気系統に故障が発生し、あるいは漏水等の事故によって、緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、組合員は緊急工場の必要性を記入した「住宅不具合連絡書（奇数番号室又は偶数番号室）」（様式第 009 号又は第 010 号）を管理組合に提出して、直ちに修繕工事を行ってください。この場合は、工事着工後直ちに、前項の「専有部分の改装等承認申請書（1/3）及び（2/3）」（様式第 006 号（1/3）及び（2/3））を管理組合に提出してください。
- ・組合員は、申請した改装工事、又は修繕工事の内容を変更する場合には、直ちに、変更内容を記載した申請書（様式第 006 号（1/3）及び（2/3））を管理組合に再提出してください。この場合、理事長の書面による再承認が得られるまで、工事を行うことができません。
- ・管理組合理事長は、「専有部分の改装等承認申請書（1/3）、（2/3）及び（3/3）（様式第 006 号（1/3）、2/3、3/3））を受領した後、出来るだけ早急に審査結果を「専有部分の改装等承認申請書」（様式第 006 号 1/3、2/3、3/3）の書式によって申請者に連絡しなければなりません。
- ・下記の工事が含まれている場合には、申請の改装工事は承認されません。

**【改装・改造が認められない工事】**

(1) 住戸の建物躯体部分の改造
(2) ベランダ及び扉を含むベランダ物置の改造
(3) 出窓の改装又は新設
(4) 外壁の変更又は改造
(a) 外観の変更
(b) 玄関扉の塗装又は改造
(c) 窓サッシの改造
(d) エアコン等設備機器用スリーブ、アンテナその他固定機器の増設
(e) 建物構造上不可欠な建物の主要構造部、躯体等の切欠、貫通孔の施工
(5) 共用部分の改造
(6) 共用部分の専用を固定化するような改造
(7) ベランダへの大型器物、あるいは容易に移動できない共用を妨げる器物の設置及び固定（例えば、大型物置の設置、人工芝の床面への接着、ガーデニング用土砂等の直接設置等）
(8) 住戸の契約電流 40 アンペアを超える変更あるいは改造
(9) その他管理組合が総会の決議を経て設定する事項

- ・「専有部分の改装等承認申請書」の承認・不承認を判断する基準については、別表Ⅲに示しますので参照してください。

## (2) 様式第 006 号 (3/3) 改装等工事請負業者の誓約書

- ・組合員は、「改装等工事請負業者の誓約書」(様式第 006 号 (3/3)) の必要事項に記入し、請負業者の社判及び代表者印を捺印したものを「専有部分の改装等承認申請書 (1/3) 及び (2/3)」(様式第 006 号 (1/3) 及び (2/3)) と一緒に管理組合に提出してください。
- ・組合員は、請負業者に誓約書の提出を要請するときに、請け負った工事に関する工事保険を付保したことを証明する証明書を添付させてください。

## (3) 様式第 015 号 専有部分の改装・修繕工事完了報告書

- ・組合員が申請し、管理組合が承認した専有部分の改装工事又はその他住宅不具合箇所に対する修繕工事が完了したときに、その組合員は、「専有部分の改装・修繕工事完了報告書」(様式第 015 号) に記入し、工事完了後一週間以内に管理組合へ提出してください。その報告書には、工事着工前の写真、工事完了後の写真並びに工事完成図面を添付してください。
- ・「住宅不具合連絡書」(様式第 009 号及び第 010 号) を提出して行った緊急修繕工事が完了したときにも、工事完了一週間以内に「専有部分の改装・修繕工事完了報告書」(様式第 015 号) を管理組合に提出してください。

## IV. 住まいの不具合が発生したときの届出

住まいに不具合が生じた場合、組合員は、その不具合について下記に示す届出様式により管理組合に届出てください。

### (1) 様式第 009 号 (1/2、2/2) 及び第 010 号 (1/2、2/2) 住宅不具合連絡書 (偶数号室又は奇数号室)

- ・組合員は、その住まいに不具合が発生した場合、「住宅不具合連絡書」(様式第 009 号及び第 010 号) の必要事項、特に不具合内容を具体的に記述し、出来るだけ早急に管理組合に提出してください。
- ・管理組合は、提出された「住宅不具合連絡書」(様式第 009 号及び第 010 号) に基づいて、不具合内容とその対策を検討します。その検討結果について出来るだけ早急に連絡書提出者に報告します。

### (2) 様式第 009-2 号 (1/2、2/2) 及び第 010-2 号 (1/2、2/2) 住宅不具合連絡書 (間取り変更) (偶教室及び奇教室)

- ・リフォーム等によって間取りを変更している場合は、この様式 (第 009-2 号及び第 010-2 号) を使用してください。
- ・間取り変更後の施工図面がある場合は、その写しを添付して、提出して下さい。

### (3) 様式第 015 号 専有部分の改装・修繕工事完了報告書

- ・組合員は、「住宅不具合連絡書」(様式第 009 号及び第 010 号) によって申請した緊急修繕工事が完了したときにも、工事完了後一週間以内に「専有部分の改装・修繕工事完了報告書」(様式第 015 号) を管理組合に提出してください。

(別表) III. 住まいの内装等を改装するときの届出 【住宅改装等承認基準】

(1) 禁止事項が含まれない事
(2) 間仕切り・部屋構造の変更
1. 建物構造上不可欠な主要構造物、建物躯体に影響を与えない事
2. 給水管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
3. 床面の改造に関して、防音対策が十分である事 (L=45DB 以下)
4. 電気工事の安全対策が十分である事
(3) 床のフローリングへの改造もしくは更新
1. 防音対策が十分である事 (L=45DB 以下)
2. 床下の給水管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
(4) 風呂釜の更新
1. 給水管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
2. 配管の漏水対策が完全になされている事
3. 建物主要構造部及び躯体に影響を与えない事
4. 電気工事の安全対策が十分である事
(5) 台所・洗面所の流し台及び洗濯パンの改造もしくは更新
1. 床面の防水対策、配管の漏水対策が十分である事 (床面の排水口の位置を変更しない事)
2. 給水管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
3. 流し台の脱着が容易にできる事
4. 生ごみの直接廃棄機能が取り付けられていない事
(6) 浴室の改造
1. 床面の防水対策、配管の漏水対策が十分である事
2. 給水管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
3. 排水管の変更を行わない事
4. 給湯管の接続部が浴室内に設置されている事
5. 建物主要構造部及び躯体に影響を与える改造が含まれない事
(7) その他の大規模な修繕
1. 建物主要構造部及び躯体に影響を与えない事
2. 給水管、給湯管、排水管及びガス管の配管変更が管理可能な範囲である事 (配管の材質は、建築基準法及び消防法による基準を満足する事)
3. 防水対策及び防音対策が十分である事
4. 電気工事の安全対策が十分である事
5. その他の安全対策が十分である事
(8) その他管理組合理事会の決議によって定められた基準に合致する事

## V. 駐車場の使用を申し込むときの届出

駐車場の使用を申し込む場合には、組合員は、駐車場使用細則第 11 条（申込手続）の定めに基づき、下記に示す届出様式による届出を管理組合に提出してください。

### (1) 様式第 011 号 駐車場空き待ち申込書 及び様式第 012 号 駐車場利用開始届

- ・組合員が駐車場の使用を希望するときは、「駐車場空き待ち申込書」（様式第 011 号）に記入し、それを管理組合に提出してください。管理組合は、空き待ち申込書表にその申し込みを記載し、駐車場の空きが生じ次第、早急に申込者に連絡します。
- ・管理組合から駐車場の空きが生じた旨の連絡を受けた組合員は、「駐車場利用開始届（自動車・バイク）」（様式第 012 号）に記入し、駐車場使用細則第 11 条に定める資料と一緒に管理組合に提出し、使用する駐車場の指定を受けてください。
- ・駐車場の使用が認められると、駐車場月間使用料及び敷金が指定の銀行口座から自動的に引き落とされます。

### (2) 様式第 016 号 契約駐車場車両入替（買替）連絡書

- ・駐車場使用者が契約車両を変更するときは、「駐車場使用細則」第 15 条の規定によって、「契約駐車場車両入替（買替）連絡書」（様式第 016 号）を提出し、管理組合の承認を得てください。
- ・車両修理等で契約車両以外の駐車が 1 週間を超えるとときは、駐車場使用者は、その旨を申し出て、管理組合の承認を得てください。

## VI. 駐車場の使用を中止するときの届出

駐車場の使用を中止するときには、組合員は、駐車場使用細則 第 16 条（解約）の定めに基づき、下記に示す届出様式による届出を管理組合に提出してください。

### (1) 様式第 013 号 駐車場利用中止届（自動車・バイク）

- ・組合員が駐車場の利用を中止するときには、「駐車場利用中止届（自動車・バイク）」（様式第 013 号）に記入の上、利用中止を希望する月の前月末までにその「駐車場利用中止届」を管理組合に提出してください。
- ・管理組合は、「駐車場利用中止届」を受領後直ちに駐車場の月次使用料の引落とし中止と敷金の残余额を返還する手続きをとります。

## VII. 集会所を利用するときの届出

組合員が集会所を使用しようとするときは、「集会所利用規則」及び「集会所使用細則」に定める「集会所使用願い 兼 許可・不許可通知書」（様式第 014 号）に記入の上、管理組合に提出してください。

### (1) 様式第 014 号 集会所使用願い 兼 許可・不許可通知書

- ・組合員が個人またはグループで集会所の使用を希望する場合は、「集会所使用願い兼許可・不許可通知書」に記入し、使用日の前日までに管理組合に提出してください。
- ・組合員が集会所を使用するときは、管理規約に付属する「集会所利用規則」及び「集

会所使用細則」の決まりを守って使用してください。

## VIII. 福祉用車両駐車場を利用するときの届出

組合員が福祉用駐車場（自動車・バイク・自転車）を使用しようとするときは「福祉用駐車場（自動車・バイク・自転車）利用申請書」（様式第 019 号）に記入の上、管理組合に提出してください。

- （1）福祉用駐車場（自動車・バイク・自転車）利用申請書に記載してある注意事項を遵守してください。

## IX. 住居の電源（アンペア）を変更するときの届出

組合員が住居の電源（アンペア）の容量変更（増減ともに）をしようとするときは、「電源（アンペア）容量変更届出書」（様式第 020 号）に記入の上、管理組合に提出してください。

- （1）住居の電源（アンペア）の最大容量は 40 アンペアとします。

## X. その他

- （1）各種届出様式書類は、「各種届出の手順」の付属書式として、それに含まれます。
- （2）各種届出様式書類は、ブラウンハイムホームページ (<http://buraunhaim.com>) の届出関係リストからダウンロードが可能です。
- （3）各種届出について質問がある場合には、管理組合事務所（管理員）又は棟理事に連絡してください。

以上

## 【各種届出様式一覧】

様式番号	バージョン	届出書名称
様式第 001 号	Ver. 1	留守届
様式第 002 号	Ver. 1	転出届
様式第 003 号	Ver. 1	引越届
様式第 004 号	Ver. 1	転入届
様式第 005 号	Ver. 1	区分所有者《組合員》変更届
様式第 006 号	Ver. 1	専有部分の改装等承認申請書 (1/3、2/3 及び 3/3)
様式第 009 号	Ver. 1	住宅不具合連絡書 (偶数号室) (1/2 及び 2/2)
様式第 009-2 号	Ver. 1	住宅不具合連絡書 間取り変更 (偶数号室) (1/2 及び 2/2)
様式第 010 号	Ver. 1	住宅不具合連絡書 (奇数号室) (1/2 及び 2/2)
様式第 010-2 号	Ver. 1	住宅不具合連絡書 間取り変更 (奇数号室) (1/2 及び 2/2)
様式第 011 号	Ver. 1	駐車場利用空き待ち申込書 (自動車・バイク)
様式第 012 号	Ver. 1	駐車場利用開始届 (自動車・バイク)
様式第 013 号	Ver. 1	駐車場利用中止届 (自動車・バイク)
様式第 014 号	Ver. 1	集会所使用願い 兼 許可・不許可 通知書
様式第 015 号	Ver. 1	専有部分の改装・修繕工事完了報告書
様式第 016 号	Ver. 1	契約駐車場車両入替 (買替) 連絡書
様式第 018 号	Ver. 1	専有部分貸与申告書
様式第 019 号	Ver. 1	福祉用駐車場 (自動車・バイク・自転車) 利用申請書
様式第 020 号	Ver. 1	電源 (アンペア) 容量変更届出書

※1. 様式 007 号、008 号及び 017 号は、改定に伴い空き番号とします。

2. 『初版』の場合は『バージョン』を記とする。